

事務連絡
令和3年1月29日

各都道府県子供の貧困対策主管課
各政令指定都市子供の貧困対策主管課

御中

内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項及び第2項に基づく
都道府県計画及び市町村計画の策定について

平素より、子供の貧困対策の推進に御理解と御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

今般の「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)(別添1)を受け、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第1項及び第2項に定める都道府県計画及び市町村計画については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、また、各地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることについて、令和元年6月19日付け事務連絡(別添2)においても既に同趣旨の通知をしているところですが、改めて通知いたします。

各地方公共団体におかれては、子供の貧困対策を効果的に推進するため、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を確保しつつ、地域の実情に即した施策の実施に資する計画の策定・推進が図られるようお願いいたします。なお、計画の策定に当たっては、地域子供の未来応援交付金(別添3)も御活用いただけるほか、策定方法等に係る御相談は、随時、内閣府において承っております。

各都道府県におかれては、域内の市区町村(指定都市を除く。)に周知いただきますようお願いいたします。

以上

<本件連絡先>

(内閣府) 内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付 田原・高木
Tel:03-5253-2111(38222, 38218)
(文部科学省) 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 片山・藤代
Tel:03-5253-4111(3406, 3608)
(厚生労働省) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 原田・中村
Tel:03-5253-1111(4882, 4867)

<関係部分抜粋>

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

〔令和2年12月18日
閣議決定〕

1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和2年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」」（令和元年12月20日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

（2～4 略）

5 義務付け・枠付けの見直し等

（略）

【内閣府】

（（1）～（9）略）

（10）子どもの貧困対策の推進に関する法律（平25法64）

子どもの貧困対策についての計画（9条1項及び同条2項）については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に改めて通知する。

（後略）

<参考URL>

内閣府ホームページ 地方分権改革に関する閣議決定等掲載ページ

令和2年12月18日閣議決定

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

事務連絡
令和元年6月19日

各都道府県子供の貧困対策主管課
各政令指定都市子供の貧困対策主管課

御中

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正について

超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が第198回国会において成立し、本日令和元年法律第四十一号として公布されました。

今般の改正においては、子供の貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子供一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを基本理念に明記するほか、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項に子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されております(別添1～3御参照)。

引き続き、内閣府、文部科学省、厚生労働省を中心に関係省庁が連携し、新たな子供の貧困対策に関する大綱の策定に向けて取り組むとともに、子供の貧困対策を総合的に推進してまいります。

なお、各都道府県・政令指定都市におかれましては、既に子供の貧困対策についての計画を定めていただいているところがございますが、今般努力義務とされた市町村における子供の貧困対策についての計画について、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)に基づく行動計画や子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)に基づく子ども・子育て支援事業計画等、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定して差し支えないものいたします。また、計画策定に当たって、地域子供の未来応援交付金(別添4)も御活用いただけます。この旨、域内の市区町村(指定都市を除く)に周知いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

<本件連絡先>

(内閣府) 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付
参事官(子どもの貧困対策担当)付 井関・安藤
Tel:03-5253-2111(38222, 38218) Fax:03-3581-1609

(文部科学省) 文部科学省総合教育政策局男女共同参画
共生社会学習・安全課 片山・横畠
Tel:03-5253-4111(3406, 3608) Fax:03-6734-3719

(厚生労働省) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 佐々木・川畑
Tel:03-5253-1111(4882, 4868) Fax:03-3595-2663